

施設をご利用の皆様へ

## 高宮南緑地の施設利用について（利用規定）

指定管理者 株式会社ポジティブドリームパーソンズ

TEL 092-525-3131

### 【施設の利用時間】

・午前 9 時～午後 5 時

（この時間には利用者による後片付けと貸出し道具の返却・点検まで含みます）

※午前：9 時～12 時 午後：13 時～17 時

※月曜日は休園日となります。

### 【利用申請について】

・申請書を受付けた時点で正式なご予約といたします。

・利用希望が同日同時間帯に重複した場合は、申請書の先着順に優先いたします。

・キャンセル、変更等は必ずご連絡下さい。

・利用日の 7 日前までは料金は発生しませんが、利用取り止め届けの提出が必要です。

その後はキャンセル料が発生しますのでご注意ください。

・利用料金の精算はご利用日 15 時までにお問い合わせ下さい。

### 【施設の利用について】

・近隣は住宅街のため、施設周辺での大きな話し声での会話はご遠慮ください。

・公園の静けさを損なう騒音は出さないで下さい。

・立入禁止の表示がある場所には入らないで下さい。

・車の乗り入れ、園内駐車場の利用は身障者の方のみのご案内となります。

・入園後に一旦外出されて再入園される場合は、外出時にスタッフにご相談ください。

・お帰りの際は、必ず事務所（旧宅ライブラリー横レセプション）に声をかけて下さい。

・利用申請施設以外の館内・庭への飲食物の持ち込みは禁止です。

・後片付けまで利用者で行い、ゴミはお持ち帰り下さい。※園内ごみ置き場は利用不可

### 【茶室の利用について】

・茶室の食事準備等の台所利用は、他の利用者共同になる場合があります。

・貸出の茶道具を利用される場合は事前に申請をお願いします。

・貸出道具には高価な物もありますので、丁寧にお取り扱いください。紛失、破損等の場合は弁償していただきます。

・貸出道具の利用前後に、点検させていただきます。

・道具の追加は事務所にお申し出ください。

・必要な消耗品はご持参下さい。（抹茶、花、茶筌、茶巾、黒文字、茶漉し等）

【許可できないもの】（福岡市公園条例第 4 条）

1. 他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑となる物品または動物の類いを携行する場合。
2. 公益を害するおそれがあると認められる場合。
3. その他、公園管理上支障があると認められる場合。
4. 過去において、公園管理上の指示に従わなかった場合。

以上、ご理解とご協力をお願いいたします。

ご利用に際し、相談等がある場合はお気軽に事務所へお申し出ください。